

建設業の生産性向上に資する 規制改革の要望について

2021年11月5日

日本商工会議所

基本的な考え方

○建設業はインフラ等社会環境整備の担い手であり、地域の雇用の受け皿である



○慢性的な人材不足で、高齢化も進む

特に育成や資格取得に年数がかかる技術人材の確保は困難

○営業所や工事現場への配置・専任・常勤を義務付けが多い

特に中小・零細企業では、人的リソースの余裕を持ってない中、人員配置への対応・確保に苦慮



○画一的な規制ではなく、より事業規模を考慮した規制とすべき

○ネットワーク端末の普及やソフトウェアの活用、交通網の発達など、環境の変化に合わせた形へ規制を見直すべき

○若手人材や他業種からの中途採用者が現場で活躍できる機会を増やすべき

中小建設業の生産性向上と発展のため、規制改革を

(1) 技術者等の配置・専任・常勤要件の緩和

- ア. 主任技術者の配置要件の緩和
- イ. 監理技術者の配置要件の緩和
- ウ. 営業所専任技術者の配置要件の緩和
- エ. 経営管理業務責任者の常勤要件の緩和

(2) 実務経験による各種資格要件・受験要件の見直し

現在の技術者制度

	監理技術者	主任技術者	営業所専任技術者
技術者の配置	元請：下請金額4,000万円以上 (建築一式は6,000万円)	元請：下請金額4,000万円未満 (建築一式は6,000万円) 下請：全て※1	特定：監理技術者 一般：主任技術者
技術者の専任	公共性のある又は多数の者が利用する施設等の工事で、請負金額3,500万円(建築一式は7,000万円)以上で現場に専任 途中交代は慎重かつ最低限 監理技術者は補佐を配置し一部兼務可能※2 / 主任技術者は一部兼務可能※3		営業所毎に専任 交代可能 一部・主任技術者として兼務可能※4
技術者の職務	施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督 ※元請の監理技術者等と下請の主任技術者の職務はマニュアルにて明確化 専らマネージメントを行う下請の主任技術者は元請の監理技術者に近い		規定なし
技術者の 資格要件	1級国家資格者(施工管理技士、建築士) 技術士 実務経験(指定建設業以外)	1級、2級国家資格者(左記同様) その他の国家資格 民間資格 実務経験	監理技術者・主任技術者と同じ
技術力の維持	専任工事は監理技術者講習の受講が必要(5年更新)	講習の規定なし	講習の規定なし
技術者の 要件確認	専任工事は資格者証の携帯義務(5年更新)	資格者証の規定なし	資格者証の規定なし
建設会社との 雇用関係	直接的かつ恒常的雇用関係 親会社及び連結子会社間など、在籍出向を認める特例あり		規定なし

- ※1：特定専門工事(下請代金の合計額が3,500万円未満の「鉄筋工事」及び「型枠工事」)のみ一定の条件を満たせば、下請の主任技術者の配置不要
 ※2：監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で配置した場合、監理技術者(特例管理技術者と呼ぶ)は2件の工事を兼務可能
 ※3：密接な関係のある同一又は10km程度までの近接した場所で施工する場合、主任技術者は原則2件程度の工事を兼務可能
 ※4：当該営業所で請負契約が締結され、実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にある工事の非専任の技術者との兼務

(1)-ア. 主任技術者の配置要件の緩和①

主任技術者の職務

主任技術者は、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの

主任技術者の配置要件

建設業法第26条により、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、元請・下請、**請負金額の大小にかかわらず主任技術者を配置しなければならない**

配置の対象となる「工事現場」は、大規模な新設工事も、修繕工事も同じ1件にカウントされる
 例えば、請負金額1万円の軽微な工事であっても主任技術者の配置が必要



(1)-ア. 主任技術者の配置要件の緩和②

事業者から寄せられた声

「受注する工事の8割が、100万円未満の少額・小規模工事で、主任技術者のような人材を置かなくても全く問題なく施工できる。また、ネットワーク端末やソフトウェア等を活用することで、遠隔からの施工管理や安全確認は可能」

「多くの現場を抱えているため、現場に配置する主任技術者が不足して、新たな仕事を受注しづらい」

東京都A社(ビルメンテナンス):技術者 35名、年間受注工事数 約1,700件

「技術者の平均年齢は48歳。人材紹介会社を経由しても応募が無いため、新たに採用できず慢性的な技術者不足。苦肉の策として定年した技術者(68歳)を再雇用して現場を任せている。これから先の事業継続できるか不安」

神奈川県B社(土木、建築):技術者 30名、年間受注工事数 約500件

(1)-ア. 主任技術者の配置要件の緩和③

少額・小規模工事のイメージ

例1 コンセントの交換工事

工事期間:1時間、作業員:1名、請負金額:数万円

例2 照明器具の交換工事

工事期間:1時間、作業員:1名、請負金額:数万円

例3 玄関扉の交換工事

工事期間:半日、作業員:1~2名、請負金額:約40万円

例4 業務用エアコンの交換工事

工事期間:1~2日、作業員:1~2名、請負金額:約100万円

例5 台所流し台の交換工事

工事期間:1~2日、作業員:1~2名、請負金額:約150万円

(1)-ア. 主任技術者の配置要件の緩和④

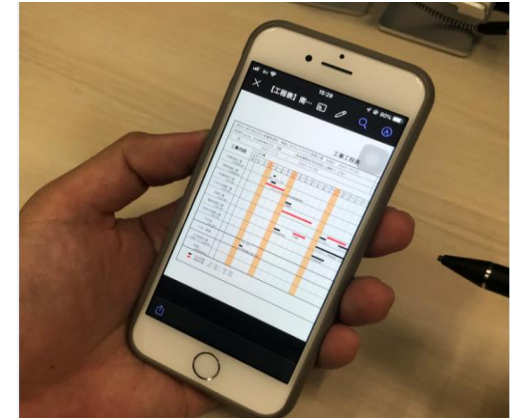
ICTツールの活用例

例1 作業指示書の受け渡し

担当する作業を効率良く安全に進めるにあたり、現場の作業員にわかりやすく正確な指示を伝えるため作業指示書を作成して直接渡している



ネットワーク端末(スマートフォン、タブレット)などを活用することで、遠隔地であったとしても作業指示書の受け渡しや説明が可能



例2 工事現場の巡回・立会

工事の進捗や安全確認のために、現場巡回や工事完了時の立会を行っている



ネットワーク端末のビデオ通話アプリを活用することで、巡回や立会と同等の確認が可能



(1)-ア. 主任技術者の配置要件の緩和⑤

主任技術者の資格要件(以下のいずれか)

- 1 級、2 級の国家資格者 (施工管理技士・建築士)
- 指定学科 + 実務経験 (大卒 3 年以上、高卒 5 年以上)
- 実務経験のみ (10 年以上) 等



主任技術者は著しく不足している一方で、実態として技術者を配置せずとも適切に施工できる小規模工事までも一律に規制することは、多くの中小建設事業者の生産性向上の妨げとなっている

見直しの要望

主任技術者の配置に関する一律の規制は、現場実態に合わないことから、少額・小規模な工事については、主任技術者の配置を必須としないよう緩和すべき

- 他方、建設業許可を取得していない事業者が行う小規模工事(請負代金の額が 500 万円未満)の場合は、主任技術者の配置は求められていない【建設業法第 3 条第 1 項 / 建設業法施行令第 1 条の 2】

(1)-イ. 監理技術者の配置要件の緩和

監理技術者の配置要件の課題

改正により監理技術者は2つの現場兼務が可能となったが、それぞれの現場に「監理技術者補佐」を専任させる必要があり、監理技術者を含めて最大3名の技術者の配置が求められるため、人材の量的確保の困難さに対する改善になっていない

事業者から寄せられた声

- 技術者が不足しているため、専任の場合と同程度の管理が担保できるICT導入の基準を設定し、監理技術者が兼務できる工事現場数の上限を一段と緩和してほしい
- 公共入札で専任の現場代理人・技術者を用意できず入札参加すらできないことがある

見直しの要望

監理技術者が兼務できる工事現場数の上限を一段と緩和すべき

営業所専任技術者の配置要件の課題

建設業許可を受ける営業所には、営業所専任技術者の常勤が義務付けられ、原則として現場配置できない。特例的には、主任技術者として営業所に近接する工事現場への配置(非専任)が認められているが、限定的である

事業者から寄せられた声

- 営業所に専任技術者を常勤させることが、建設業許可の要件になっているため、現場の主任技術者として配置できず、経験豊富な技術者を活用できない
- 通信機器やネットワーク端末を活用してすぐに連絡がとれる状態であれば、非常勤を認め、距離にかかわらず主任技術者として現場配置を認めてほしい

見直しの要望

現在、コロナ禍で営業所専任技術者のテレワークが行政の裁量により認められていることに鑑みても、就労環境の実態に合わせて営業所内での常勤義務を外すなど、営業所に近接する工事現場に限らず、主任技術者として配置も可能になるよう見直すべき

(1)-エ. 経営管理業務責任者の常勤要件の緩和

経営管理業務責任者の常勤要件の課題

- 建設業許可を得るにあたっては、経營業務の管理を適切に行うことを目的に、経営管理業務責任者の設置が求められている。同責任者になるための要件は緩和されたが、依然として人材の確保は困難
- 同責任者は、原則として主たる営業所(本社、本店等)において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事しなければならない

事業者から寄せられた声

- 同責任者になれる人材が不足しているため、M&Aした買い手企業の有資格者に無理を承知で遠方(埼玉→神奈川)から毎日入社をお願いしている
- 同責任者の業務は、ネットワーク端末があればリモート対応できるので、柔軟な働き方として恒常的なテレワークを可能にしてほしい

見直しの要望

- ネットワーク端末を活用することで、仮に在宅であっても営業所と同程度の執務が可能
- 現在、コロナ禍において同責任者のテレワークが行政の裁量により認められていることに鑑みても、通勤等の過度な負担なく、多様な有資格者を配置できるよう、恒常的なテレワークも可能となるよう、営業所への常勤義務の規制を緩和すべき

実務経験による主任技術者の資格取得要件の課題

- 建設現場の施工管理を行う主任技術者の資格を取得するには、国家資格に合格する他に実務経験による取得が可能。後者は、指定学科の大学卒では3年、指定学科の高校卒では5年だが、それ以外の者は10年の実務経験が必要
- 中小企業にとっては、卒業人数が限られている指定学科卒者の採用は難しく、他方で「指定学科以外の卒業者に求められる10年の実務経験は長すぎる」との声が寄せられている

事業者から寄せられた声

現場で技術者を指導する立場から考えると、高校の普通科卒と指定学科卒に大きな差はなく、5年程度の実務経験で主任技術者として必要な経験と知識は得られる

見直しの要望

最長10年の実務経験について、年数を半分程度に短縮すべき

実務経験による監理技術者の資格取得要件の課題

監理技術者の資格を取得するには、実務経験3～10年に加え、指導監督的実務経験(左記年数と重複可な2年含む)が必要。指定学科の大学や高校等を卒業した場合は、3～5年の実務経験で資格取得が可能であり、事業者は指定学科を卒業した人材を確保したいが、人数は限られており、資格保有者の確保が困難

事業者から寄せられた声

例えば、「機械器具設置工事」資格取得のための指定学科に、「土木工学に関する学科」「都市工学に関する学科」「衛生工学に関する学科」「環境工学に関する学科」「電気通信工学に関する学科」を追加してほしい(現状は、建築学・機械工学・電気工学に関する学科のみ)

見直しの要望

現在の指定学科の範囲について見直しを行い、関連する学科を新たに指定学科に含めることで、不足する監理技術者を確保できるよう要件を緩和すべき

1級施工管理技術検定の受験に要する実務経験の短縮

1級施工管理技士を受験するには、例えば、大学の指定学科を卒業した場合でも3年以上の実務経験、中学卒業者にいたっては15年以上の実務経験が必要とされている。受験資格の要件としては長すぎ、早期に資格を取得したい優秀な若手技術者や他業種から中途採用した人材のキャリア形成や事業者における人材確保の妨げとなっている

事業者から寄せられた声

- 1級施工管理技士として必要な知識や経験については、学科試験と実地試験の可否で判断できるため、実務経験年数による差は必要ない
- 若手技術者が不足しているため受験に必要な実務経験を大幅に短縮してほしい
- 他の業界でキャリアを積んできた中途採用者であっても一律の実務経験が求められるため、業界未経験者の採用が進まない

見直しの要望

受験に必要な実務経験年数の大幅な短縮により、資格取得者が一層多く社会に輩出され得るよう受験資格の要件を緩和すべき